

1 令和6年度
(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	慈光会	令和6年 9月26日	出納職員は、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。(経理規程)	改善中
			貸借対照表は、会計省令等に基づき、適切な勘定科目を使用すること。(会計省令第28条、留意事項25(1))	改善中
			附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い26)	改善中
			サービス区分間取引は、会計省令等に基づき適正に相殺消去すること。(運用上の取扱い4)	改善中
			社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等については、監事の監査を受けた後に、理事会の承認を受け、評議員に提供し、定時評議員会の承認を受けること。(社会福祉法第45条の28、29、30) ※重大な社会福祉法違反であり、確実な是正を求める。	改善中
			預貯金は、毎月末日の取引金融機関の残高(決算時は残高証明書)と帳簿残高を照合し確認すること。(経理規程)	改善中
			月次試算表を作成し、経理規程に定められた日までに、理事長へ報告するとともに、承諾を得ること。(経理規程)	改善中
2	かきつばた福祉会	令和6年 10月17日	会計伝票は、会計責任者の承認を受けること。(経理規程)(へさか福寿苑・いつかいち福寿苑)	改善中
			現金で収納した利用者負担金収入は、経理規程に定められた期限内に金融機関に預け入れること。(経理規程)(へさか福寿苑)	改善済
			毎月の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。(経理規程)(へさか福寿苑)	改善済
			理事会の招集通知の省略について、理事及び監事の全員の同意が確認できないため、同意があった旨を書面若しくは電磁的記録で保存すること。(社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般法人法第94条第2項)	改善中
			小口現金出納帳の帳簿残高と現金の残高照合を毎日実施し、証跡を残すこと。また、限度額と定額資金前渡制の運用を適切に行うこと。(経理規程)(へさか福寿苑)	改善済
			継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているため、債務超過以外にも継続的な事業活動資金収支差額のマイナス、事業債務の返済の困難性、新たな資金調達の困難性等がある場合は、適正な注記の記載をすること。(会計基準第29条、運用上の取扱いについて(Q&A)(問5))	改善済
3	広島いのちの電話	令和6月 11月12日	総勘定元帳は、会計省令等に基づき適正に作成し、備え置くこと。(留意事項2)	改善中
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に記載すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙1)	改善済
			貸借対照表は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令様式、留意事項25)	改善済
			財産目録は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第31条、運用上の取扱い別紙4)	改善済

			資産の登記については、会計年度終了後 3 か月以内に 変更登記を行うこと。(社会福祉法第 29 条、組合等登記 令第 3 条第 3 項)	改善済
4	高林会	令和 6 年 11 月 14 日	法人全体の計算関係書類については、監事の監査を受 け、理事会で承認し、議事録に記載すること。(「社会福 祉法」第 45 条の 28)	改善中
			法人内の資金貸付については、年度内精算を行うこ と。(平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 754 号 4(2))	改善中

(2) 児童福祉施設

No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	ふるいちちび っこの森保育園	令和 6 年 8 月 19 日	短時間・有期雇用労働者を採用の際は、労働条件通知 書に、法令に定める労働条件を明示すること。(短時間 労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関す る法律第 6 条、同法施行規則第 2 条)	改善済
2	中野ルンビニ 保育園	令和 6 年 8 月 26 日	介護休業、子の看護休暇及び介護休暇が適正に「育 児・介護休業等の規程」に規定されていないので、変更 の上、労働基準監督署へ届け出ること。(育児休業・介 護休業法第 5 条、第 11 条、第 16 条の 2 及び第 16 条の 5、育児休業・介護休業法施行規則第 34 条及び第 40 条)	改善済
3	光明寺保育園	令和 6 年 8 月 29 日	保育士は保育士登録を確認している者を配置するこ と。(児童福祉法第 18 条の 4、第 18 条の 18、児童福祉 施設設備基準第 33 条)	改善済
4	京進のほいく えん HOPPA ともひがし	令和 6 年 9 月 20 日	委託費の弾力運用は、定められた金額を超えて運用し ないこと。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
5	認定こども園 みのり愛児園	令和 6 年 9 月 30 日	労働基準法第 36 条に基づく協定は締結しているもの の、労働基準監督署へ届出をする前に時間外勤務を命じ ていたのを、労働基準監督署へ届出をしてから時間外勤 務を命じること。(労働基準法第 36 条)	改善済
6	高陽なかよし 保育園	令和 6 年 10 月 7 日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるた め、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉 施設設備運営基準第 33 条)	改善済
7	第二ナーガこ ども園	令和 6 年 10 月 9 日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるた め、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉 施設設備運営基準第 33 条)	改善済
			消火訓練を実施していない月があるので、避難訓練及 び消火訓練は毎月実施すること。(児童福祉施設設備運 営基準第 6 条)	改善中
8	上瀬野保育園	令和 6 年 10 月 25 日	当期末支払資金残高は、将来発生が見込まれる経費を 計画的に積み立てるなど、委託費収入の 30%以下の保 有とすること。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
9	似島学園 (児 童養護)	令和 6 年 10 月 30 日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必 要な措置を講じること (児童福祉施設設備運営基準第 6 条の 3)。	改善済
10	育ちの森保育 園	令和 6 年 12 月 16 日	保育士について職員配置基準を充たしていない時間 帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。 (児童福祉施設設備運営基準第 33 条)	改善済
11	認定こども園 めばえ幼稚舎	令和 7 年 1 月 9 日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるた め、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉 施設設備運営基準第 33 条)	改善済

12	共立ひよこ保育園	令和7年 1月20日	保育士について職員配置基準を充たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
			当期末支払資金残高は、将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てるなど、委託費収入の30%以下の保有とすること。(平成27年府子本第254号)	改善中
13	広島乳児院	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済
14	広島修道院(児童養護)	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済
15	広島修道院きずなの家(児童養護)	令和7年 1月27日	児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3)	改善済

(3) 老人福祉施設

No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	令和の郷(特養)	令和6年9 月27日	栄養士及び機能訓練指導員について、職員配置基準に基づく必要な職員を確保すること。(特養設備運営基準第12条)	改善済
			感染症対策に関する職員研修(研修は年2回以上、また新規採用時にも実施)を行うこと。(特養設備運営基準第26条、特養施行通知第4-14-1(2)-③)	改善済
2	広島八景園(特養)	令和7年1 月15日	入所者の入浴回数を、適正(1週間に2回以上)に実施すること。(特養設備運営基準第16条、第37条、第57条、第62条、老人福祉施設指導監査指針)	改善済
3	春日野園(特養)	令和7年3 月11日	身体拘束等の適正化のための職員研修(研修は年2回以上実施)を行うこと。(特養設備運営基準第15条、特養施行通知第4-3-(5))	改善済

(4) 障害者支援施設

No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	どんぐり学園入所部(障害者支援)	令和6年 11月8日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障害基準第31条)	改善済
2	自然の村(障害者支援)	令和6年 12月3日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障害基準第31条)	改善済
3	見真学園(障害者支援)	令和6年 12月3日	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。(障害基準第31条)	改善済
4	太田川学園高陽寮(障害者支援)	令和6年 12月17日	資格手当について、給与規程に定めるとおり支給すること。(給与規程)	改善済
			年1回は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消毒を行うこと。(平成13年社援基発第33号)	改善済
5	太田川学園第1成人部(障害者支援)	令和6年 12月18日	年1回は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消毒を行うこと。(平成13年社援基発第33号)	改善済

2 令和4年度及び令和5年度からの継続分

(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	やぎ	令和4年 7月11日	計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙1)	改善済
			附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
2	広島県共同募 金会	令和5年 3月14日	理事会への出席義務に違反している監事がいるため、日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)	改善中
			監事全員が欠席している理事会があるため、日程調整を十分行うとともに、監事の見直しを検討すること。(社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条)	改善中
3	慈光会	令和5年 9月15日	月次試算表を作成し、経理規程に定められた日までに、理事長へ報告するとともに、承諾を得ること。(経理規程)	改善中
			預貯金は、毎月末日の取引金融機関の残高(決算時は残高証明書)と帳簿残高を照合し確認すること。(経理規程)	改善中
			出納職員は、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。(経理規程)	改善中
			監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。(社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人法第72条)	改善中
			評議員会において、理事の選任は、各候補者ごとに決議すること。(定款)	改善中
4	高林会	令和5年 10月19日	早急に精算すること。(府子本第367号4委託費の管理・運用)	改善中
5	希望の丘	令和5年 10月26日	理事は、定款に定める員数を選任すること。(社会福祉法第44条第3項、定款)	改善中
			評議員の選任に当たっては、就任の意思表示を就任承諾書により確認すること。(社会福祉法第38条)	改善中
			評議員の選任に当たっては、候補者が欠格事由に該当しないことについて、法人において確認すること。(社会福祉法第40条第1項)	改善中
			評議員の選任に当たっては、候補者が暴力団員等の反社会的勢力の者でないことについて、法人において確認すること。(審査基準第3の1(6))	改善中

※令和4年度以降に文書指摘を行ったもので、令和6年度までに改善済みのものを除く。